



契約締結前交付書面兼商品概要説明書

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。)

外貨定期預金(インターネット専用)

お申込み前にこの書面をよくお読みください

- 外貨定期預金(インターネット専用)とは、外貨預金（本邦通貨以外の外貨建ての預金）のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻しの要求に応じないことを条件としている預金です。
- 外貨預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取りの外貨を円換算すると、当初外貨預金作成時の払込み円貨額を下回る(円ベースで元本割れ)リスクがあります。

- 円を外貨にする際(預入時)および外貨を円にする際(引出時)は手数料(1米ドルあたり1円、韓国ウォンは、預入時基準レートの0.9%または引出時基準レートの1.5%)がかかります。お預入れおよびお引出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当行所定のTTSレート(預入時)、TTBレート(引出時)をそれぞれ適用します。したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料(1米ドルあたり2円、韓国ウォンは、預入時基準レートの0.9%および引出時基準レートの1.5%)がかかるため、お受取り外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払込み円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

【商品の概要】

2025年10月1日現在

1. 商品名	外貨定期預金(インターネット専用)
2. 商品概要	外国定期預金(インターネット専用)とは、外貨預金(本邦通貨以外の外貨建ての預金)のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻しの要求に応じないことを条件としている預金です。
3. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国内に主たる事務所を有し、SBJ Biz-DIRECT をご契約されている法人および個人事業主のお客さま ・ 日本国内に住所を有し、SBJ ダイレクトをご契約されている20歳以上の個人のお客さま <p>※いずれも非居住者の方はお申込みいただけません。</p>
4. 取扱通貨	米ドル、韓国ウォン
5. 期間	1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年
6. 預入方法	
(1) 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ SBJダイレクトまたはSBJ Biz-DIRECTで一括してお預入れいただけます。平日午前9時半頃からお利用いただけます。
(2) 預入通貨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米ドル、韓国ウォン
(3) 預入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ <米ドル> 500ドル以上 <韓国ウォン> 1,000,000ウォン以上
(4) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ <米ドル> 1補助通貨単位 <韓国ウォン> 1通貨単位
7. 満期時のお取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続元加型 <p>利息を元金に加えて前回と同一の期間の外貨から預入時の店頭表示利率による本預</p>

	金を自動的に継続作成します。但し、円から預入時の店頭表示利率が適用されている場合、満期日以後は、利息を元金に加えて前回と同一の期間の外貨から預入時の店頭表示利率による本預金を自動的に継続作成します。
8. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。平日午前9時半頃からご利用いただけます。
9. 利息 (1)適用利率 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ お預入時の資金が円からの場合、円から預入時の店頭表示利率を、お預入時の資金が外貨からの場合、外貨から預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します。適用利率については支店にお問い合わせいただくか、当行ホームページにてご確認ください。 ・ 満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・ 付利単位を原則、米ドルは1補助通貨単位、韓国ウォンは1通貨単位とした1年を360日とする日割計算を行います。
10. 税金 (1)利子所得への課税 (2)為替差益への課税	<p><法人のお客さま> 総合課税 <個人のお客さま> 源泉分離課20.315%(国税15.315%、地方税5%) ※2013年1月1日～2037年12月31日まで国税(15%)に復興所得税(0.315%)が付加されます。</p> <p><法人のお客さま> 総合課税 <個人のお客さま> 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合には申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。詳しくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。</p>
11. 満期日以後の利息	書替日における、お預入期間に応じた当行所定の外貨から預入時の店頭表示利率となります。自動継続を停止した場合における満期日以後の適用利率は、解約日または書替日における同一通貨建ての外貨普通預金の基準金利となります。
12. 期日前解約時のお取扱い	原則として期日前解約はできません。当行がやむを得ないものと認めて期日前解約に応じる場合には、預入日から期日前解約日までの適用金利は、期日前解約日における同一通貨建ての外貨普通預金の基準金利となります。
13. 手数料および適用相場	お預入、お引出方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の金額や上限額をあらかじめお示しすることはできません。計算方法については、別紙【外貨預金のお預入とお引出に関わる手数料および適用相場】をご確認ください。
14. 取引における制限等	<ul style="list-style-type: none"> ・ お取扱い時間 平日 午前9時半頃～午後6時(12月31日～1月3日、祝日、振替休日を除く) ※ 外国為替相場の急激な変動によりお取扱いを中止することがございます。 ・ 韓国祝日時の取扱い 以下のお取引の限度額は1回あたり50,000,000ウォンとなります。 ①円または円預金からの韓国ウォン定期預金口座開設 ②韓国ウォン定期預金ご解約による円預金へのご入金 ※ 韓国祝日については、当行ホームページ（個人のお客さま > 商品・サービス > 外貨定期預金ページ）をご参照ください。
15. 預金保険制度	本預金は預金保険の対象外です。
16. その他	預金通帳および預金証書は発行いたしません。

	お取引内容はインターネットバンキング残高照会等でご確認ください。
17. お問い合わせ先	コールセンター（0120-015-017）までお問い合わせください。
18. 当行が契約している 指定紛争解決機関	全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

【商号・住所】株式会社SBJ銀行 東京都港区芝5-36-7

(別紙)

【外貨預金のお預入とお引出に関わる手数料および適用相場】

	お預入・お引出し方法	手数料・適用相場等
お預入	円預金からのお振替	円を外貨にする際(預入時)には、手数料を含んだ為替相場であるTTSレートを適用します。手数料については【為替手数料表】をご確認ください。
	ご本人の外貨預金からのお振替	お手数料はかかりません(同一通貨に限ります)
	外貨送金の受取によるお預入 (被仕向送金)	・ 3万米ドル相当額以下(取扱当日の当行所定レートで換算) 2,500円(外貨取扱手数料1,000円 + 為替手数料1,500円) ・ 3万米ドル相当額超(取扱当日の当行所定レートで換算) 外貨取扱手数料1,000円 + 送金額×0.05%(注1) (合計金額の下限は2,500円とします)
お引出	円預金へのお振替	外貨を円にする際(引出時)には、為替手数料を含んだ為替相場であるTTBレートを適用します。手数料については【為替手数料表】をご確認ください。
	ご本人の外貨預金へのお振替	お手数料はかかりません(同一通貨に限ります)
	外貨建て送金にご利用(仕向送金)	外貨取扱手数料3,000円 + 送金額×0.05%(注1)

(注1) 手数料のお支払いは円貨のみでのお取扱いとなります。

手数料を算出する際は、外貨取扱額を下記算式によって円貨に換算します。

$$\text{円貨換算額} = \text{外貨取扱額} \times \text{お取引当日のTTM(仲値)レート}$$

【為替手数料表】1通貨あたりの為替手数料(TTS/TTBレートにはそれぞれ下記為替手数料が含まれています)

	米ドル	韓国ウォン
お預入時(TTS)	1円	取引時基準レートの0.9%
お引出時(TTB)	1円	取引時基準レートの1.5%

※ 韓国ウォンの為替手数料は、円資金からの韓国ウォン預金預入時のみ取引時基準レートの 0.9%となります。

引出時および円資金からの韓国ウォン建て送金時等の為替手数料は、取引時基準レートの 1.5%となります。

※ 手数料は今後変更となる場合がございます。